国際教養大学 学内住居用ファイアウォール更新仕様書

1. 業務概要

(1)全体管理業務

物品調達および設置作業について、進捗管理、課題管理等を実施し、プロジェクトの包括的な管理を行うこと。

(2)設計業務

現行稼働しているファイアウォールと同等の処理ができるように、現行ネットワークにて稼働するネットワークスイッチ群について把握したうえで、本学が行うネットワーク設計について適切な助言を行うこと。ファイアウォール装置の設定作業は助言に従い本学が実施する。

(3)設置業務

本学が指定した場所へのファイアウォールの設置、機器の正常起動確認等の作業をケジューリングしたうえで実施すること。なお、既設機器の撤去は本業務に含まない。

(4)保守用書類整備

今回導入するファイアウォールおよびネットワークの安定稼働のために必要なマニュアル・書類の整備を 行うこと。

2. 調達機器仕様

2.1 ファイアウォール本体装置

	数量	区分	調達仕様	
No			項目	スペック等
		ハードウェア	ga	Fortinet社 FG-200F
	2		OS	FortiOS Ver.7以上
1				
	2	ライセンス	保守運用ライセンス	Forticare 1年間
				アンチウイルス・IPS・Webフィルタ 不要

2.2 クラウド管理システム 仕様

			調達仕様	
No	数量	区分	項目	スペック等
		オンラインサ	サービス名	FortiCloud
		ービス	適合型式	FG-200F
2	2		ログ保存期間	1年
			ログ保存容量	8TB
			保守期間	契約開始日から12か月

2.3 ファイアウォール連携型ネットワークスイッチ

	No	数量	区分	調達仕様	
				項目	スペック等
		1	ハードウェア	型式	FortiSwitch 124F
	3			ポート数	GE RJ45 :24port 10GE SFP+:4port

4. 達機器補足

41 ハードウェア

- (1) 納入予定機器の仕様が上記の一部もしくは全部に合致しない場合でも、後継機であるなど明らかに性能が同等以上であれば入札可能とする。ただし、入札時に納品物の性能表も合わせて提出すること。
- (2) ファイアウォールは既設の19インチ EIA サーバラックに搭載するため、ラックマウントキットも調達すること。
- (3) 無停電電源装置は、委託側(大学側)で用意する。
- (4) 納入時に、機器のファームウェアはメーカーが推奨する最新のバージョンにアップデートされていること。
- (5) 納品の際は、本学指定の場所に設置(ラックマウント)すること。
- (6) 筐体および付属電源ケーブルを識別するタグ付けをおこなうこと。
- (7) 初期不良などがないか動作確認すること。

4.2 本学ネットワークとの接続について

- (1) 本仕様書で調達する機器と上位スイッチを接続するのに必要な LAN ケーブルは本学が用意する。
- (2) 主要な機器は、すべて同一ラック内に隣接した状態で収容する予定。

5. 成果品の提出

(1) 受託業者は構築したシステムに関し、次の成果品を電子媒体で提出すること。

- A) 作業スケジュール
- B) 納入明細
- C) 機器一覧表(製品シリアル番号、諸元)
- D) 機器の初期設定ファイル
- E) 運用に必要な操作マニュアル
- F) 機器保証書
- (2) 上記成果物のうち電子媒体は加工可能なデータとして提出すること。
- (3) 提出物の使用権は、全て本学が所有する。

6. その他留意事項

- (1) 新システムの搬入、据付、配線、調整および既存設備との接続に要する全ての費用は本入札金額に含む。
- (2) 既存システム機器(ハードウェア)の撤去、廃棄は本費用に含まない。
- (3) 既存システムからのサービスおよびデータ移行に要する全ての費用は本入札金額に含む。
- (4) 既存システムからの移行に関する作業は、請負者が既存システムの保守業者と協議の上、本学業務に支障の無いよう実施すること。
- (5) 次年度以降の維持・保守業務にかかる費用は本入札金額に含まれない。
- (6) 納品・導入などの打ち合わせに要する通信費、調査費、印刷費、旅費等の経費は受託業者負担と する。
- (7) 受託業者は、作業上知り得た内容を他に漏らさないこと。
- (8) 受託業者は、本学から提出された資料等を第三者等に提供しないこと。ただし、本学から承諾があった場合は、その限りではない。
- (9) 作業の実施にあたり、本学の立会いが必要な場合は、事前に申し出ること。
- (10) この仕様書で不明な点は、導入時に本学と協議の上決定する。

7. (参考)システムの維持・保守業務の別途契約について

本システムの維持・保守業務については、請負業者が決定した後、以下の条件により別途契約を結び、問題が発生しない限り令和7年度から5年間継続する。なお維持・保守業務の費用は総額XXX万(年額XX万、消費税等込)を超えないこと。また、契約の変更が必要な場合は双方合意の上、協議を行うことができる。

(1) ファイアウォール本体装置保守業務

装置の保守に必要なライセンス(Forticare)を毎年度調達すること。ただし初年度の運用に必要なライセンスは導入時費用に含まれる。

(2) クラウド管理システム保守ライセンス システムの保守に必要なライセンス(FortiCloud)を毎年度調達すること。ただし初年度の運用に必 要なライセンスは導入時費用に含まれる。

(3) 緊急のセキュリティ対応

ファイアウォール本体装置において緊急を要するセキュリティ対策が必要な場合は本学に通知の上、 適切な支援を実施すること。

(4) 障害管理業務

本システムと上流のネットワーク間で障害を検知した場合、本学への発生報告、対応の切分、障害 内容の調査分析、対応策の検討と本学の協議・承認を経て、障害復旧の作業を実施すること。ま た通常業務時間の障害については、2時間以内の対応(着手)を原則とする。

(5) その他オペレーション業務

以下の業務を実施すること。

- 1. 障害検知・調査・復旧対応
- 2. 通常の運用業務に関する助言・技術的サポート
- 3. 報告

その他上記に定める維持保守業務に関し、必要な報告を文書またはメールで実施する。また、本学から要求があれば直接訪問して説明すること。

以上